平成２７年（フ）第３０９号
栃木県さくら市草川64番地７　雇用促進住宅１―402
債務者　髙尾　友一
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８６号
岡山市東区宿毛321番地
債務者　熱田　涼子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９２号
岡山市東区古都宿128番地22
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９５号
岡山市北区三野２丁目５番５号、旧住所岡山県赤磐市今井597番地１
債務者　鈴木　一生
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０７号
岡山市南区千鳥町４番18号　カーサベニール302号
債務者　藤田さおり（旧姓浦和）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
栃木県佐野市免鳥町1031番地１　アネックス宮102号室、前住所栃木県佐野市堀米町3833番地８
債務者　出口　　功
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第３５５号
静岡県榛原郡川根本町東藤川649番地の２町営住宅大島団地Ａ304号室
債務者　野村　道明
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１４号
静岡市葵区南沼上３丁目12番６―205号
債務者　池谷　　力
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０１号
静岡市清水区大手１丁目５番15号、旧住所静岡市葵区上足洗２丁目８番47―12号
債務者　佐藤　米子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０７号
栃木県鹿沼市府中町396－４　ラフォーレ・昴Ａ201、住民票上の住所栃木県鹿沼市晃望台22番地２　ポレスター晃望台103号室
債務者　鈴木　将也
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７９９号
福岡市東区御島崎１丁目17番305号
破産者　西山　　治
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６００号
栃木県那須郡那須町高久丙5291番地７
破産者　青島栄次郎
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１８号
栃木県那須郡那須町大字漆塚236番地２
破産者　青島建築有限会社
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字西里567番地
破産者　有限会社ウッドチャック
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２６９号
福岡県太宰府市五条３丁目６番３―403号、前住所福岡県筑紫野市塔原南３丁目17番11号
破産者　荻野　秀樹
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４号
福岡市早良区星の原団地48番401号、前住所福岡市城南区樋井川３丁目30番７―103号
破産者　尾崎美千代
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部